

不特定多数の者(第1.2号研修)実施研修の流れ

1. 東松山市総合福祉エリアから研修の指導看護師としての依頼をお受けいただいた後
↓
2. 研修機関へ指導看護師として登録する
(実地指導看護師の資格要件は看護師資格があればよいです。履歴書と資格書類の写しを送付してください)
↓
3. ご利用者に関わるスタッフにて、会議をし研修計画を立案
(指導看護師は研修機関として会議に参加してください)
↓
4. 医師に指示書の交付を依頼
(実地研修実施機関宛に作成していただきます)
↓
5. 介護職員と相談の上、現場演習及び実地研修の日程を決定
・利用者から同意書をいただく
↓
6. 研修実施計画書の立案
↓
7. 実施研修を下記の評価基準にて実施

実地研修評価判定基準

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

8. 手順どおりに実施できた場合、実施研修終了とする。(合格率【70%】に注意してください)
↓
9. 評価票(原本)、同意書(コピー)、指示書(コピー)を東松山市総合福祉エリアへ送付
↓
10. 東松山市総合福祉エリアより支払通知書を送付ののち、講師費用振込

【お問い合わせ】 ひがしまつやま市総合福祉エリア 研修担当
〒355-0005 埼玉県東松山市大字松山2183
TEL 0493-21-5556
FAX 0493-25-3305